

初期消火で使用した消火器の補助について

一般社団法人北海道消防設備協会苫小牧・室蘭支部では、社会貢献事業として、善意により初期消火を行った住民の方が使用した消火器の補助を平成26年10月23日から開始しておりますが、新たに平成30年4月12日からは、胆振日高全域で事業を開始します。

消防本部では、初期消火活動の促進と善意により使用された消火器の所有者の負担軽減の観点からこの事業の推進に協力します。

補助って？

消防本部管内で発生した火災で、近隣住民などが善意により初期消火を行うために使用した消火器について、無償で消火薬剤の詰替えや消火器の交換を行うものです。

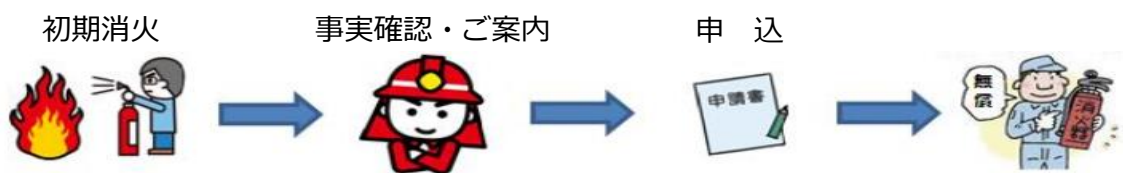
(例) 近所のゴミステーションで発生した火災を、自宅の消火器を使って消火した。
隣の住宅で発生した火災を消火するために、自宅の消火器を使用した。

次のような消火器は補助の対象となりません

- 1 応急消火義務者（火災を発生させた方、火災が発生した建物の居住者など）が所有又は管理する消火器。
- 2 火災が発生した建物に法令等の規定により設置が義務付けられている消火器。
- 3 その他、諸条件により補助の対象とはならない消火器もあります。

申請はどうすればいいの？

補助の対象となる消火器を所有されている方に、消防職員が直接ご案内しますので、お渡しする申請書に必要事項を記入して、一般社団法人北海道消防設備協会苫小牧・室蘭支部にお申込みください。



対象となる地域は？

北海道消防設備協会苫小牧・室蘭支部管内（胆振日高地方）全域が対象となります。